

令和5年度 集団指導資料

千葉県 健康福祉部 障害福祉事業課 事業支援班

目次

- ▶ 1. 各種サビ管関係制度について
- ▶ 2. 入所・通所系サービスの各種申請の留意事項について
- ▶ 3. 各種補助金について（施設整備、ロボット、ICT）
- ▶ 4. 適切な工賃（賃金）の支払いについて
- ▶ 5. 建物の建築基準等（耐震化）について
- ▶ 6. グループホーム等支援ワーカー事業について
- ▶ 7. グループホーム住居にかかる近隣への理解について
- ▶ 8. 令和6年度報酬改定について（入所・通所系）

1. 各種サビ管関係制度について

各種サビ管関係制度について

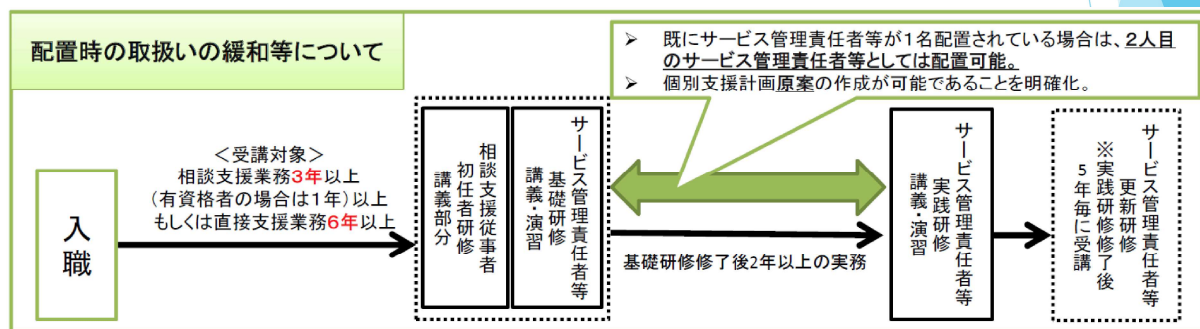
- ▶ ①研修制度見直しに伴う配置時の取扱いの緩和（いわゆる「2人目サビ管」）
- ▶ 2人目以降のサビ管は基礎研修のみの受講で配置可能

- ▶ ②実践研修の実務経験の半年間の短縮（OJT）
- ▶ 通常2年必要な実践研修の実務経験を6か月に短縮できる

- ▶ ③やむを得ない事由による措置
- ▶ 一定の要件を満たした場合、実践研修未受講の者を一人目として配置可能

①配置時の取扱いの緩和（いわゆる「2人目サビ管」）について

- ▶ 令和元年度からのサビ管研修体系の見直しに伴い、既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、実践研修受講前の者を2人目のサービス管理責任者としては配置可能となった。（個別支援計画原案の作成が可能）



①配置時の取扱いの緩和（いわゆる「2人目サビ管」）の申請方法

- ▶ サビ管の変更に必要な書類一式を提出し、変更届出書の「変更の内容」欄に「みなしサビ管」である旨を明記
記載例) サービス管理責任者 千葉 太郎 (みなし) を追加
- ▶ サビ管の変更に必要な書類一式
 - ・変更届 (第二号様式) ・付表 (サービスごとに指定された付表)
 - ・サービス管理責任者の経歴書 (参考様式3)
 - ・実務経験証明書 (原本) (参考様式4)
 - ・相談支援従事者研修修了証の写し ・サービス管理責任者研修修了証の写し
 - ・資格を有する場合、資格証の写し ・雇用関係を証明する書類 (雇用契約書等)
 - ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (参考様式5-1)

②実務経験の半年間への短縮申請について（OJT）

- ▶ ① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしていること。
 - ▶ ② 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。
 - ▶ ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。
- ▶ 上記3つの要件を満たすことで、実践研修の受講要件である実務経験について通常2年以上必要なところ、6か月以上とすることができる

②実務経験の半年間への短縮申請について（OJT）の申請方法

- ▶ （1）サビ管として配置する場合
- ▶ サビ管の変更に必要な書類一式に加え、「千葉県サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる個別支援計画（原案）作成業務に関する届出書」と返信用封筒を提出し、変更届出書の「変更の内容」欄に「OJT」である旨を明記
記載例）サービス管理責任者 千葉 太郎（OJT）を配置
- ▶ （2）生活支援員や世話人として配置する場合
- ▶ 上記（1）の必要書類から、付表、経歴書（参考様式3）を除いたものをすべて提出し、変更届出書の「変更の内容」欄に「OJT」である旨を明記
記載例）生活支援員 千葉 太郎（OJT）を配置

③ やむを得ない事由による措置について

- ▶ 以下のいずれの要件も満たす者であることが必要
 - ▶ ① 実務経験要件（相談支援業務または直接支援業務3～8年）を満たしている。
 - ▶ ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修修了者となっている。
 - ▶ ③ サービス管理責任者等が欠如する以前から引き続き当該事業所に配置されている。
-
- ▶ 「やむを得ない事由」とは
 - ▶ 「サービス管理責任者等が退職、病休など**事業者の責に帰さない事由により欠如した場合**であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を**直ちに配置することが困難な場合**」のこと

③ やむを得ない事由による措置の申請方法

- ▶ サビ管の変更に必要な書類一式に加え、「理由書」を提出し、変更届出書の「変更の内容」欄に「やむを得ない事由による措置」である旨を明記
記載例) サビ管 千葉 太郎 (やむを得ない事由による措置) を追加
- ▶ 理由書 (任意様式) に記載すべき内容
 - ・旧サビ管がいつ、どういった理由で欠如することになったのか
 - ・新サビ管がどういった経緯でやむを得ず配置することになったのか
 - ・正規のサビ管を配置するために事業所としてどういった行動をとったのかなどを詳細に記載

③やむを得ない事由による措置の申請方法

- ▶ 書類一式をいただいた後、内部で検討し、やむを得ない事由による措置の可否を判断いたします。
- ▶ 内容によっては、やむを得ない事由による措置として認められない場合もあるのでご注意ください。

※認められないケース（例）

- ・ 事業者の責に帰する事由による欠如（法人内の人事異動による欠如など）
- ・ 直ちに配置することが困難ではない場合
（サビ管要件を満たす職員が他にいる場合など）

各種サビ管関係制度申請の注意点

- ▶ すべて郵送にて申請
- ▶ 一度に複数の制度の申請をすることも可能
- ▶ 例) ②実務経験の半年間への短縮申請（OJT）と③やむを得ない事由による措置を同時に申請する場合
- ▶ サビ管の変更に必要な書類一式に加え、「千葉県サービス管理責任者等【実践研修】受講にかかる個別支援計画（原案）作成業務に関する届出書」と返信用封筒、理由書を提出し、変更届出書の「変更の内容」欄に「OJT」と「やむを得ない事由による措置」である旨を明記

記載例) サービス管理責任者 千葉 太郎（OJT・やむを得ない事由による措置）を配置

【注意！】旧体系のサビ管研修修了者のサビ管配置について

- ▶ 旧体系のサビ管研修（※）の修了者は更新研修を修了していない場合、令和6年4月からサビ管として配置できなくなります。
- ▶ （※）平成30年度まで実施していた基礎研修と実践研修に分かれる前の研修
- ▶ 該当の場合、他のサビ管への変更届を提出してください。
- ▶ 変更できない場合、サビ管欠如減算になるので、すぐに担当者へ御連絡ください。

2. 入所・通所系サービスの各種申請の留意事項について

各種様式のリニューアルについて

今年度、下記の書類についてリニューアルを行いました。

- ▶ 指定の手引き
- ▶ 申請に必要な添付書類一覧（新規、更新、変更、GH住居追加・廃止・定員）
- ▶ 法定様式（指定申請書、指定更新申請書、変更届出書、廃止・休止届出書）
- ▶ 付表
- ▶ 参考様式
- ▶ 参考様式5-1
- ▶ 別紙様式3

各種様式のリニューアルについて



▶ 「千葉県 障害福祉手続き」で検索！

▶ お気に入り・ブックマーク登録をお願いします！

【重要】各種届出の提出期限について

- ▶ 消印有効ではなく**必着**
- ▶ 修正がすべて終わったものを提出期限までに提出
（「提出期限までにとりあえず書類を出せばいい」
ではありません！）
- ▶ 各種検査や契約、備品の搬入、従業員の雇用などがすべて完了している状態でないと受領不可
- ▶ 遵守いただけないと、提出期限自体を早める可能性があります

3. 各種補助金について（施設整備、 ロボット、ICT）

(1) 社会福祉施設等施設整備費補助 (社会福祉施設等施設整備費補助金・次世代育成支援対策施設整備交付金)

1 事業の目的

社会福祉法人等が行う障害福祉サービス施設等の施設整備、既存施設の大規模改修等に要する費用の一部を補助し、施設入所者等の福祉の向上を図る。

2 補助対象事業者 ※ 千葉県内 (千葉市・柏市・船橋市を除く) に所在する事業所に限る

社会福祉施設等施設整備費補助金
(障害者関係施設 協議先: 事業支援班)

- ア 障害福祉サービス事業所
療養介護、生活介護、自立訓練、
就労移行支援、就労継続支援、多機能型等
- イ 障害者支援施設
- ウ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、
行動援護、短期入所、就労定着支援、
自立生活援助、共同生活援助、相談支援
- エ 身体障害者社会参加施設

次世代育成支援対策施設整備交付金
(障害児関係施設 協議先: 療育支援班)

- 児童福祉施設
(障害児入所施設、児童発達支援センター)
- 児童発達支援事業所
- 放課後等デイサービス事業所
- 居宅訪問型児童発達支援事業所
- 保育所等訪問支援事業所
- 障害児相談支援事業所

3 施設整備方針 (令和6年度整備分)

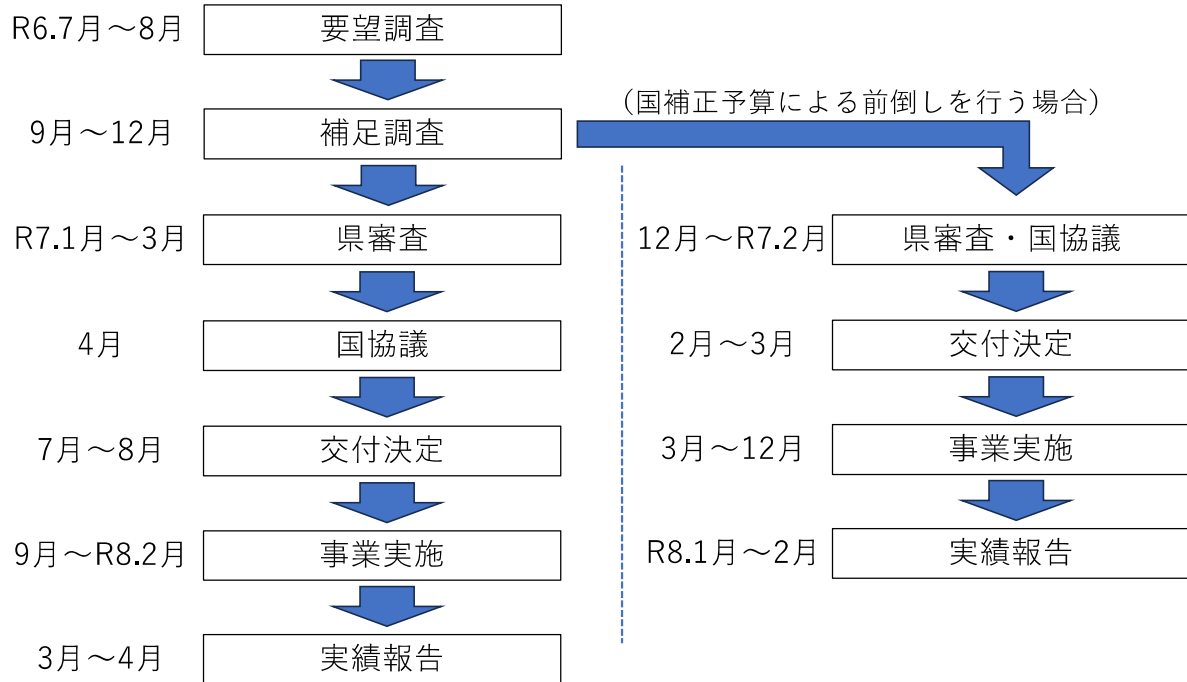
障害者計画の趣旨・内容に沿った整備計画のうち、優先的に整備を行うもの。

- ア 千葉県暮らしの場支援会議において支援が必要と判断された重度の強度行動障害者の受け入れや、強度行動障害者の地域移行を進めるために、共同生活援助事業所(グループホーム)等の整備を図るもの。
- イ 医療的ケア児者や重症心身障害児者を対象とする医療型障害児入所施設、医療型短期入所施設、療養介護または共同生活援助事業所(グループホーム)に係る整備を図るもの。
- ウ 社会福祉施設等の耐震化、非常用自家発電設備整備等「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」及び「千葉県国土強靱化地域計画」に該当する整備を図るもの。
- エ 市町村が策定した障害福祉計画の趣旨・内容に沿った整備計画であり、特に市町村が必要性を認め、施設整備費(主として工事費、設計費)の補助等の支援が見込まれるもの。
- オ 障害者計画の数値目標に対して、圏域内、市町村域内の施設の充足率が低い施設整備であるもの。
- カ 社会情勢を踏まえ、真に緊急性及び必要性の高い整備であるもの。

4 補助率

国 1 / 2、県 1 / 4、事業所 1 / 4

5 事業の流れ（案）



6 協議における留意点

- ・単年度事業（令和7年度中の完了）を原則としていること。
- ・障害保健福祉圏域及び市町村の障害福祉サービスの需要及びサービス提供体制等から、必要性が認められるものであること。
- ・関係市町村との事前調整が十分行われていること。
- ・交付決定前の契約に係る経費は対象外であること。
- ・契約に当たっては、県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- ・協議のあった中から国へ協議を行うため、必ずしも採択されるものではないこと。
- ・施設種別が障害者に係るもの、障害児に係るもので協議先が異なるため注意すること。
- ・障害者・児の複合施設（多機能型等）の場合は、費用を按分した上で、それぞれ協議を行う必要があること。